

鹿児島県の家きん農場で 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認 (国内9例目)

【発生農場】

所在地：鹿児島県 南さつま市

飼養状況：肉用種鶏(約5,400羽)

疫学関連農場：鹿児島県 南さつま市(1農場 約7,600羽)

【発生経緯】

(1)2月10日(土曜日)、農場から死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場へ立入検査を実施。

(2)同日、鳥インフルエンザの簡易検査を実施し、陽性であることが判明。

(3)2月11日(日曜日)、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

- ①異常の早期発見・早期通報を
- ②防鳥ネットの破損の確認と破損時の修繕
- ③人・車両の出入りを厳重に管理
- ④衛生管理区域、鶏舎周囲の石灰散布

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異常を認めた場合にはすぐに家畜保健衛生所まで連絡を！

飛驒家畜保健衛生所(飛驒総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

TEL:0577-33-1111(内線403) FAX:0577-32-9019

※閉庁時には「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」

の案内メッセージに従って対応をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策 異常家きんを発見した際は早期通報

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について日頃より異常家きんの早期発見・早期通報の徹底をお願いしているところですが、今シーズンの本病の発生事例の中で異常家きんの通報が速やかに行われなかった事例がありました。

通報の遅滞により、本病の周辺農場へのまん延防止に支障を及ぼします。また、家畜伝染病予防法第58条第1頁ただし書及び第2頁ただし書の規定により、患畜等に係る手当金及び特別手当金の全部又は一部の減額措置が講じられる可能性があります。

以下の症状を発見した場合は通報を！

【特定症状】



肉冠の出血・壊死



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血



甚急性死亡(明らかな肉眼病変なし)

写真：農研機構動物衛生研究部門HPより引用

【その他】

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢など